

特定非営利活動法人きらら きららホーム 地域連携推進会議設置要綱

（目的）

第1条 以下の各項を目的とし、きららホーム地域連携推進会議を設置する。

- （1）入居者と地域との関係づくり
- （2）地域の人へのホーム事業所等や入居者に関する理解の促進
- （3）ホーム事業所等やサービスの透明性・質の確保
- （4）入居者の権利擁護

（会議の構成）

第2条 会議は、入居者、入居者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人等で構成する。

（1）入居者

成年後見人や家族の代理も可とし、その場合は入居者本人も会議に参加するのを原則とする。

（2）入居者家族

（1）の入居者とは別の入居者の家族とする。

入居者家族の参加が難しい場合は、成年後見人、入居者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など、入居者家族の代弁者となり得る立場の者。

（3）地域の関係者

自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員等。

（4）福祉に知見のある人

他の障害福祉サービスの事業者や障害関係の事業を実施している者、または介護保険のサービスや児童福祉のサービスを運営している事業者、学識経験者、福祉関係の事業を実施しているNPO法人など。

2 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会議の開催等）

第3条 地域連携推進会議は年1回、ホーム事業所訪問を年1回実施する。

2 地域連携推進会議の設置、開催は、指定を受けた事業所単位で行う。

3 1事業所における複数の共同生活住居については、その共同生活住居ごとに年1回以上地域連携推進員が訪問し、また各地域連携推進員は年に1回以上いずれかの共同生活住居への訪問を行うことを原則とする。

（会議の内容等）

第4条 ホーム事業所からは、入居者の日常の生活の様子、地域の関係者に対する障害の理解促進、職員の支援の様子、施設等の運営状況（収支など）、ホーム事業所の行事案内などを報告する。また地域の関係者から、地域事情、地域のイベント・行事等の情報を得ることで双方向の理解の増進を図る。

2 地域連携推進員から、ホーム事業所施設を訪問した際に受けた印象や気付いた点等について報告を

受け、施設等の運営上の工夫や改善点等について意見交換を行う。

（個人情報の取扱い）

第5条 構成員には、入居者の個人情報の秘密保持に関する約束をしていただく。また、入居者や入居者の家族の意向を汲み、地域とのつながりを望まない入居者の個人情報の保護に留意する。

2 入居者及び入居者の家族の意向確認

地域連携推進会議を実施するに当たり、入居者や入居者の家族に同意を得、地域の方との関係づくりを望まない入居者についても配慮する。

3 会議資料における個人情報の取扱いに留意する。

（地域連携推進員の訪問の実施）

第6条 地域連携推進会議の構成員全員が訪問を行う。ただし、構成員のうち入居者については会議のみの参加も可とする。

2 訪問は、訪問先・訪問日を分け人数を制限する等、入居者や職員の過度な負担にならないように配慮する。

（その他 議事録の公表）

第7条 地域連携推進会議の都度、会議結果の概要をまとめた議事録を作成し、きららホームページ上にて公開する。

付則 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。